

栗原市地震防災マップ

地域の危険度マップ 若柳地区

想定する4つの地震のうち最大の震度の場合

○この地域の危険度マップは、地域が揺れやすさマップ(想定する4つの地震のうち最大の震度)において示された強さ(震度)の揺れとなった場合に、地盤の液化化の影響を含めた程度の建物被害(全壊及び半壊相当)が生じるか100メートルメッシュ毎に評価し、相対的に表示したものです。
○防災上の可能性として、地域で発生する可能性のある最大の被害状況の目安を示したものであり、住民の皆様方の防災活動に役立てていただくためのものです。全域が同時にこのような被害となることを表現しているものではありません。

地域の危険度マップとは

■地域の危険度マップ

地域の危険度マップは、地図による建築物(木造)被害を、その被害の程度に応じてランク分けした上で、地図に表示したものです。具体的には、「揺れやすさマップ」で示した震度の揺れとなった場合に、地盤の液化化(※1)の影響を含めて、今後(※2)月程度の被害を受けると想定される建築物(木造)の割合を、「危険度」として表示しています。



○地震による死亡・ケガの原因は何?

阪神大震災での死者のうちの約8割は地震直後の家具、建物による圧死といわれています。

○皆さんの生命・財産を守るためには、住宅・建築物の耐震化が極めて重要です。

建物の耐震化が重要です。

■木造住宅の耐震診断

木造住宅の耐震性は、主に3つのチェックポイントがあるとされています。

- 建てられてから、かなりの年月が経っているか(特に昭和56年以前に建てられたものか)。
- 住宅が過去に大きな災害(地震や水害など)を経験したことがあるか。
- 住宅の構造、形、偏って大きな窓がたくさんあるなど、耐震に関わる基本的な住宅の性質に問題がないか。



耐震性の判断には建築の専門知識が要求されます。目立った症状が無くても、耐震診断を受けることが重要です。次のような項目に心当たりがある住宅は、特に要注意です。

- ドアあるいは窓を開けたとき、柱と柱との間に著しい縦長の三角形の隙間がある。
- ドアあるいは窓の鍵付けが悪く、柱との間に歪みが生じている。
- 窓の隙間が著しく水平を欠いている。
- 建物の壁面が傾斜しているのが、肉眼でもわかる。
- 床面の傾斜が著しく感じられる。
- シロアリの成虫(4枚羽根のつしるあり)が浴室から飛び出す。
- 屋根の棟あるいは軒先が歪んでいる。
- モルタル壁面に長い斜めのひび割れが入っている。
- 流しや浴室の土台の一部が老朽化している(腐っているなど)。

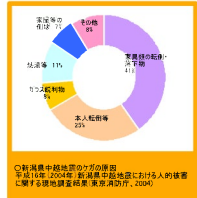
家具の地震対策も重要です。

■家具の対策

住宅の全壊を免れても、ガラスの飛散やタンス等の大型家具の転倒、テレビや電子レンジ等の家電製品が飛んできるといった、日常生活からは想像できない事態によって、思わぬケガをしたり、避難が遅れて火災に巻き込まれたりすることがあります。新潟県中越地震においても負傷者の約5割はガラスの飛散や家具類の転倒・落下によるケガによるといわれています。

家具や家電製品の地震対策としては、次のようなものが考えられます。

- ◆固定器具を用いて家具や家電製品を固定する。
- ◆食器等の収納物が飛散することのないように、扉の開閉を緩く器具を取り付ける。
- ◆雑誌や食卓を取る場所の近くに、家具や家電製品をなるべく置かない。
- ◆大きい家具は滑りやすいマットや敷物を敷く。
- ◆家具の中では、下に重いもの、上に軽いものを置く。
- ◆窓ガラスの取付けやウォークインクローゼットの取付け等の住宅のリフォームを行う。
- ◆ガラス面には飛散防止フィルムを貼る。



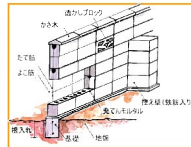
金成地区

若柳地区

志波姫地区

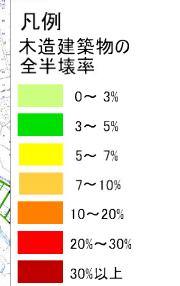
ブロック塀や石垣の地震対策をしましょう

1978年に発生した宮城県沖地震ではブロック塀の倒壊により11名が犠牲になりました。ブロック塀や石垣の構造は、高さ、鉄筋の配置※、必要な厚み、必要な控え壁、基礎の深さなどについて、建築基準法で定められていますが、この基準が守られていないものもあります。また、設置後の年月の経過により雨水がしみこんで鉄筋が錆びるなど劣化が進行しているものもあります。(※ ブロック塀のみに適用される基準)



道路(特に通学路)に面しているブロック塀が倒壊した場合、学童をはじめとする通行人に大きな被害を及ぼす恐れがあります。国等の工務物の管理責任は所有者にあります。所有するブロック塀・石垣の安全性の点検を行い、必要に応じて撤去や転倒防止対策を行ってください。

登米市



※このマップにおいて、市の境界部等、計算上、色の差がでない箇所があります。

「問い合わせ先」
 栗原市 建設部 建築住宅課
 TEL 0228-22-1153 FAX 0228-22-0313



この地図は、国土院院長の承認を得て、両院発行の政体地図50000(地図面積)及び政体地図25000(地図面積)を複製したものである。(承認番号 平19総復-第940号)